

別紙3

志津南学区まちづくり協議会会則

令和8年1月10日(案)

令和8年 4月 19日

志津南学区まちづくり協議会

志津南学区まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、志津南学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(区域)

第2条 協議会の区域は、概ね志津南小学校の通学区域（以下「学区」という。）とする。
(事務所の所在地)

第3条 協議会は、事務所を志津南まちづくりセンターに置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域住民が主体となって、地域の人びと共通の願いを実現するため、課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人びとが住み続けたいと願うまちづくりのための諸活動を推進し、「憩いと安らぎがあり誰もが安心して住み続けられる町」をめざすことを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 「志津南学区まちづくり指標」に定められたまちづくりに関すること。
- (2) 志津南学区のまちづくりの構想に関すること。
- (3) 志津南学区の住民自治に関すること。
- (4) 地域情報の共有化および地域住民への啓発に関すること。
- (5) 草津市とのパートナーシップによる協働のまちづくりの推進、市が策定するまちづくりの構想、計画等に対する提言等に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成)

第6条 協議会は、協議会に加入する本学区内の町内会(自治会)、専門委員会および委嘱団体が構成する。

2 町内会等の会員を、協議会の会員とする。なお、学区内で活動する個人および団体も理事会の承認を得て会員となることができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 複数名
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第8条 役員は、協議会を構成する町内会(自治会)および団体の会員の中から選出する。

- 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会長については5年を限度、副会長については3年を限度とする。また、途中交代の場合における任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、理事会にて候補者を選定し、総会の議決を得て選出する。
- 4 副会長は、理事会にて候補者を選定し、総会の議決を得て選出する。
- 5 理事は、町内会長(自治会長)と専門委員会の代表者、委嘱団体の社会福祉協議会の代表者とする。ただし、協議会の会長と副会長は除く。
- 6 監事は、総会の議決を得て選出する。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、協議会の活動の推進を図る。
- (4) 監事は、協議会の会計を監査する。

(代議員)

第10条 協議会に、代議員を置く。

- 2 代議員は、各町内会(自治会)の役員2名(理事除く)および専門委員会、委嘱団体の新旧代表者(理事除く)とする。
- 3 各町内会(自治会)の役員2名と専門委員会、委嘱団体の代表者の代議員とは、重複しないものとする。
- 4 代議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、途中交代の場合における任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 代議員は、総会における審議・議決のほか、協議会の運営および活動に関して、適宜意見、要望または提案をすることができる。

(顧問)

第11条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問の委嘱は理事会の議決で行ない、任期は役員に準じる。
- 3 顧問は、会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

(本部)

第12条 協議会に、本部を置く。

- 2 本部は、会長、副会長、監事、顧問および事務局で構成する。
- 3 事務局は、協議会運営に必要な事務、会計処理等およびまちづくりセンターの管理運営、ホームページの維持管理を行う。
センターの管理運営は以下の業務が含まれる。
 - (i) 指定管理の各種必要業務
 - (ii) センターおよび施設の管理保全
 - (iii) 貸館および利用者対応
 - (iv) 独自事業の立案と実行

(委員会)

第13条 協議会に次の各号に掲げる委員会を置き、当該各号に掲げる活動を行うと共に各委員会が互いに協力し、学区全体の活動に協力する。

- (1) 環境美化委員会 環境美化、整備に関する活動
 - (2) 交通防犯委員会 交通、防犯に関する活動
 - (3) 人権教育推進委員会 人権教育に関する活動
 - (4) ふれあい推進委員会 ふれあい活動(ふれあいまつり等)
 - (5) スポーツ振興委員会 スポーツの振興に関する活動
 - (6) 青少年育成委員会 青少年の健全育成と異世代交流に関する活動
 - (7) 広報委員会 広報「志津南 news」の発行に関する活動
- 2 前項に掲げる委員会の内、次項を除く委員会は、各町内会(自治会)から選出された委員で構成する。なお、活動の安定した運営および活力を高めるため、必要に応じて経験者などの協力員を置くことができる。
 - 3 第1項に定める委員会の内、(6) 青少年育成委員会と(7) 広報委員会は次の委員で構成する。
 - (6) 青少年育成委員会 公募、推薦による委員
 - (7) 広報委員会 公募、推薦による委員
 - 4 理事会は、必要に応じ次年度以降へ向けた重要課題を議論し、その結果を理事会に答申するための特別委員会を置くことができる。
特別委員会の構成員委嘱は、会長がまちづくり協議会会員から選出し、理事会の承認を得る。

(会議)

第14条 協議会に、次の会議体を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 正副会長会

(総会)

第15条 総会は、代議員制とし、代議員で構成する。

2 総会は、協議会の最高議決機関として、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 活動の計画、報告および運営に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5) その他総会に付議された事項

3 定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

4 総会は、代議員の3分の2以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

5 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。

6 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

7 議事録署名人2名を、出席した代議員の中から議長が指名する。

8 議事録署名人は、議事録を確認して署名する。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長および理事で構成する。

2 理事会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) 第5条に規定する活動の執行に関すること。

3 定例理事会は原則として以下の日程で開催するものとする。また、会長は必要に応じて臨時理事会を招集することができる。

第1回 4月定時総会開催日の総会終了後

第2回 6月

第3回 9月

第4回 11月

第5回 1月

第6回 3月(新旧合同)

4 理事の内、専門委員会および社会福祉協議会の代表者は、第2回から第5回ま

での理事会への出席を求めないものとする。ただし、必要に応じ会長が出席を求めた場合または当該理事の判断にて出席する場合はこの限りでない。

- 5 社会福祉協議会以外の委嘱団体については、通常は理事会への出席を求めないが、必要に応じ会長の判断にて出席を求めるか、当該団体代表者からの出席要望があった場合に会長の判断にて承認するか、いずれかにより理事会への出席は可能とする。
- 6 理事会には、顧問の出席を求めることができる。なお、監事から出席の要望があった場合は、会長の判断にて承認することができる。
- 7 理事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 8 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 9 理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(正副会長会)

第17条 正副会長会は、会長、副会長で構成する。

2 正副会長会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 理事会に付議する事項の協議を必要な時期に行い、理事会の円滑な運営を図る。
- (2) 学区住民の「安心」「安全」「生活環境」に直結し、緊急を要するとみなされる課題に関しては、正副会長会は、率先して対応を協議し必要な行動を起こすとともに、理事会への情報共有と付議を速やかに行うものとする。

3 定例正副会長会は原則として定例理事会開催日前週の月曜日に開催するものとし、臨時正副会長会は必要に応じて会長が招集する。

4 会則第 17 条第 2 項(2)で定めた「緊急を要するとみなされる課題」に関する協議の際には、会長の判断により、関連する専門委員会の代表者、委嘱団体の代表者、町内会長(自治会長)の出席を求めることができる。

5 正副会長会は、会長(必須)を含む3名の出席をもって成立する。

6 正副会長会の議長は、会長がこれにあたる。

7 正副会長会の議事は、出席した構成員の全員の同意を得てこれを決する。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第19条 協議会の経費は、会費、賛助会費、寄附金、交付金、助成金、委託料等の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 会費は、町内会(自治会)の会員の戸数に応じた金額とし、1戸あたりの額は次のとおりとする。

(1) 一戸建て、分譲マンション(集合住宅)、家族用賃貸マンション(集合住宅)は
500 円/年

(2) 単身者用・学生用の賃貸マンション(集合住宅)は 300 円/年

2 町内会(自治会)は、4月1日現在の戸数に応じて、4月に年会費を納めるものとする。

(会則の改廃)

第21条 この会則の改廃は、総会の議決をもって行うことができる。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成25年4月28日から施行する。

付則

第1条 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日の前日までの期間は算入しない。

付則

第3条 この会則は、平成26年4月20日から施行する。

第4条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日の前日までの期間は算入しない。

付則

第1条 この会則は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日の前日までの期間は算入しない。

付則

第1条 この会則は、平成27年4月19日から施行する。

第2条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日の前日までの期間は算入しない。

付則

第1条 この会則は、平成28年4月24日から施行する。

第2条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日の前日までの期間は算入しない。

付則

第1条 この会則は、平成29年4月23日から施行する。

付則

第1条 この会則は、平成30年3月1日から施行する。
会費および代議員制の見直し

付則

第1条 この会則は、平成31年4月23日から施行する。
理事会の開催は毎月から隔月に変更する

付則

第1条 この会則は、令和2年4月19日から施行する。
第14条ふれあい活動(夏まつり等)ふれあいまつり等に修正

付則

第1条 この会則は、令和4年4月1日から施行する。

付則

第1条 この会則は、令和5年4月1日から施行する。

付則

第1条 この会則は、令和5年4月16日から施行する。
呼称変更
第14条(5)体育振興委員会 体育の振興に関する活動 を
(5)スポーツ振興委員会 スポーツの振興に関する活動 に変更

付則

第1条 この会則は、令和6年4月21日から施行する。

付則

第1条 この会則は、令和7年4月20日から施行する。

付則

第1条 この会則は、令和8年4月19日から施行する。

志津南学区まちづくり協議会会則 施行細則

第1条 この細則は、志津南学区まちづくり協議会会則(以下「会則」という。)第22条の規定に基づき、会則の施行について必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 会則第2条の区域は、別図第1【志津南学区まちづくり協議会の区域および加入町内会(自治会)】のとおりとする。

(組織と主な活動)

第3条 協議会の組織と主な活動は、別図第2【志津南学区まちづくり協議会「組織と主な活動」】のとおりとする。

(委嘱団体)

第4条 会則第6条の委嘱団体は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 健康推進員連絡協議会
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 志津南小学校PTA
- (5) 草津・栗東交通安全協会志津南支部
- (6) 少年補導委員会

2 協議会への入会または脱会は、理事会に申請し承認を得るものとする。

(地域協働事業実行委員会)

第5条 専門委員会および委嘱団体は必要に応じて実行委員会を置くことができる。

(役員の選出)

第6条 次年度の会長候補者の選定については、理事会に選考委員会を設けてそこで協議し、その結果を理事会に付議するものとする。なお、選考委員会において適任者が見つからない場合は、理事会にて当年度の役員の中から候補者を選定するものとする。

2 次年度の副会長候補者の選定については、会長が副会長候補者を選定(指名)し、その結果を理事会に付議するものとする。

(専門委員会、委嘱団体の予算)

第7条 専門委員会および委嘱団体は、協議会の活動に関して、毎年1月末までに次年度の予算(案)を「活動計画を記載した予算書」にて事務局に提出する。

- 2 前項で提出された予算(案)について、新旧正副会長による予算調整会議を設けて協議し、その結果を理事会に付議する。

(施行細則の改正)

第8条 この施行細則の改正は、理事会の議決をもって行うことができる。

付則

この施行細則は、平成24年4月 1 日から施行する。

付則

この施行細則は、平成25年4月28日から施行する。

付則

この施行細則は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、平成26年4月20日から施行する。

付則

この施行細則は、平成26年5月2日から施行する。

付則

この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、平成27年4月19日から施行する。

付則

この施行細則は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、平成31年4月21日から施行する。

付則

この施行細則は、令和2年4月19日から施行する。

付則

この施行細則は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、令和5年4月16日から施行する。

付則

この施行細則は、令和6年1月7日から施行する。

付則

この施行細則は、令和7年4月20日から施行する。

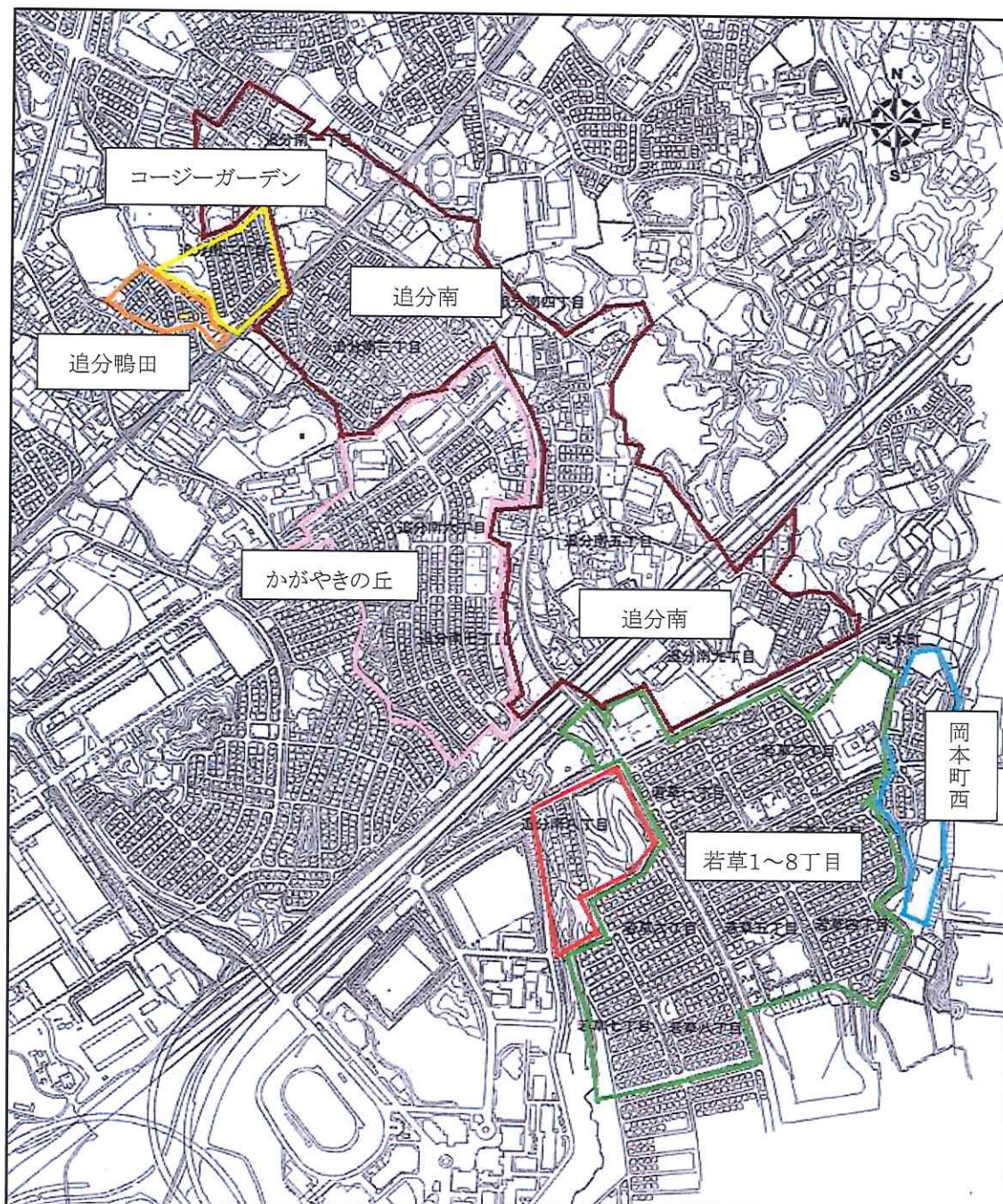
付則

この施行細則は、令和8年4月19日から施行する。

別図第1(第2条関係)

志津南学区まちづくり協議会エリア

志津南学区まちづくり協議会の区域および加入町内会(自治会)



令和8年4月19日 改正

本部

会長 1 名、副会長 3 名、監事 2 名、顧問
事務局 (事務局長 1 名、事務局員 4 名)
：まちづくり協議会の事務、会計処理
まちづくりセンターの管理運営

総会 (代議員)

会計監査 (監事)

理事会
(会長・副会長・理事)

正副会長会

凡例 (専門委員会・委嘱団体の構成団体)

- ：町内会(自治会)の担当委員等で構成する委員会 (理事)
- ◆：町内会(自治会)の担当委員が参画する団体 (理事)
- ◎：国・県・市・その他から委嘱を受けている団体
- ：公募・推薦による委員等で構成する委員会 (理事)

町内会 (自治会)

若草一丁目
若草二丁目
若草三丁目
若草四丁目
若草五丁目
若草六丁目
若草七丁目
若草八丁目
岡本町西
かがやきの丘
コージーガーデン
追分鴨田
追分南

コミュニティ活動・高齢者サロン・防犯活動
町内清掃美化・ごみステーション管理・集会所日常
管理・公園・児童遊園の美化・町内会費徴収・ごみ
袋引換券配付・広報紙等の配付回覧
自主防災活動・災害時避難行動要援護者避難支援

専門委員会

- 環境美化委員会
- 交通防犯委員会
- 人権教育推進委員会
- ふれあい推進委員会
- スポーツ振興委員会
- 青少年育成委員会
- 広報委員会

ふれあい推進活動
スポーツの振興・青少年育
成・異世代交流事業・環境美
化・整備・人権教育の推進
交通安全活動・防犯、
志津南 news 発行

委嘱団体

- ◆社会福祉協議会
- ◎健康推進員連絡協議会
- ◎民生委員児童委員協議会
- ◎志津南小学校 P T A
- ◎草津東交通安全協会志津南支部
- ◎少年補導委員会

地域福祉活動の推進・地域支え
合い活動・高齢者の「生きがい
と福祉」の推進・要援助者見守
り、子育て支援
非行防止活動
児童見守り育成

構成団体

主な活動